

土木森林環境委員会会議録

日時 平成20年2月29日(金) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後1時42分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 山下 政樹
委員 前島 茂松 清水 武則 望月 勝 竹越 久高
鷹野 一雄 武川 勉 土橋 亨

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

森林環境部長 今村 修 林務長 若林 一明 森林環境部理事 入倉 基公
森林環境部次長 橋田 和正 森林環境部次長 土屋 正文
森林環境部技監 河西 正男 森林環境部技監 前山 堅二
森林環境総務課長 後藤 雅夫 循環型社会推進課長 佐野 芳彦
大気水質保全課長 石山 利男 環境整備課長 樋口 雅行
廃棄物不法投棄対策室長 横森 公夫 みどり自然課長 相沢 享
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎 県有林課長 小林 喜和
治山林道課長 渡邊 晴夫

土木部長 小野 忠 土木部次長 下田 五郎 土木部次長 丹澤 博
土木部技監 古屋 良夫 土木部技監 坂本 寛 総括技術審査監 秋山 孝男
技術管理室長 樋川 和芳 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫
砂防課長 河西 邦夫 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 山田 佳男
住宅課長 三枝 博 建築指導課長 望月 等

議題 第四十八号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第三条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第四条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第四十九号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第五十五号 平成十九年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算
第五十六号 平成十九年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
第五十九号 契約締結の件
第六十号 契約締結の件
第六十一号 契約締結の件
第六十二号 変更契約締結の件
第六十三号 変更契約締結の件
第六十四号 変更契約締結の件
第六十五号 変更契約締結の件

第六十八号 訴えの提起の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時05分から12時07分まで土木部関係、休憩をはさみ午後1時07分から午後1時42分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 土木部関係

第四十八号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第三条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第四条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(道路整備施行箇所について)

清水委員 道路整備課の道路関係予算の中に葎崎の名前がかなりありますが、具体的にどこになるのでしょうか。

上田道路整備課長 葎崎南アルプス中央線とありますが、これは新山梨環状道路南部区間です。

清水委員 全部新山梨環状道路南部区間で葎崎市ですか。

上田道路整備課長 場所は中央市になります。

清水課長 道路名はそういう名称でも場所は葎崎市内ではないということですね。

上田道路整備課長 葎崎市内はありません。

(国補決定の時期等について)

竹越委員 今回の補正は12月議会以降の国補決定ということになるのでしょうかけれども、道路整備課でいいですが、一番直近の国補の決定はいつごろだったのでしょうか。

上田道路整備課長 一番直近と申しますと、12月にも説明させていただきましたが地域自立活性化で、去年の11月に国と協議しました。

竹越委員 そういう特別新たな制度ができて組みかえをする場合であればわかりませんが、今はもう年度末ですから、国補の決定といってももう少し早くするのが普通なのかなと思っています。もちろん毎年あることですからそれは否定しませんが、そういう仕組みはどうなのでしょう。自治体が事業執行するときに、国補決定があまりに遅いという事情を知っていたら教えてください。

上田道路整備課長 まず年度当初の前に、来年度、山梨県においてはこういう事業箇所を実施して、幾らぐらいかという協議をします。国補事業そのものが決まってくるのは4月以降、5月ごろまでに内示という形で来ます。私どもは、この2月議会で当初予算を組みますので、そこは国の数字とある程度乖離が生じている状況です。最終的に国の内示が出されますが、その後、いろいろな事情に

よって、例えば事業の推進を図るための調整費などが随時出てきまして、最終的な金額そのものが決まってくるのは1月、2月になります。

竹越委員 ハードの部分については通常ではいつごろきちんと決まるのですか。国補で決まって、通例だとハードも事務費も全部含めて最後の2月議会で補正をすることになるのでしょうか。例えば道路も5月ごろ内示があるという話でした。一般的に言えば、内示のときに補正して予算計上してもおかしくはないわけですが、全部、積み残しておいて2月に補正するのでしょうか。

上田道路整備課長 自治体としては、5月に国の内示という格好で個々の箇所というのはありますが、その後、例えば事情の変化による調整費というものもあり、後々から増えたり、追加の協議などがあって、山梨県でもそれが当てはまれば要望し、認められれば国補が増額されるなど、最終的な額が決定してくるのは、2月、3月になっているということです。ですから、6月議会においては、国の内示という形でいうと、県の予算とはある程度、乖離が生じている実態です。

竹越委員 具体的に、土3ページの国道橋りょう改築費については、事業費で言えば約2億1千万円のマイナス、県道橋りょう改築費については約5億円の増額ですね。国補の決定はまさしくそのとおりだと思いますが、説明としてあまりに簡単すぎると思います。こちらからお願いしていても、約2億1千万円減額したり、約5億円増額したり、額の多いものについては経緯の説明をしていただいてもいいと思います。なぜそうなったかについて説明してくれないと意味がわかりません。とりあえず道路について説明してください。

上田道路整備課長 一番上の2億1千142万円の減額ですが、これは国道411号です。国道411号には場所として城東 期、上萩原 期、柳沢峠を越えて向こう側の一瀬高橋です。外1路線というのは、国道140号です。

例えば国道411号の城東 期バイパスについては、用地等、地元の調整等も実施してきましたが、事業そのものがうまくいかない部分があり、今年度中の執行ができない箇所が生じます。ただし、違う場所については事業がもう少しはかどるので、減らしていただきたいという調整をして、結果として国道411号についてはトータルで減額しました。それが、国道140号については事業が円滑に進捗し、まだ今年度中にできる部分もあり、それにより路線の供用も早くなるということで、ここはお願いしますというやりとりをして、その結果としてトータルで2億1千142万円の減額となりました。

竹越委員 増額についてはどうですか。

上田道路整備課長 これは、韮崎南アルプス中央線と都留インター線です。都留インター線は用地そのものが滞っている部分があり、事業執行ができずに減らしました。それから韮崎南アルプス中央線は新環状の部分ですが、そこについては事業を執行できるということでお願いしたと思います。

竹越委員 年度当初に申請しているから、途中でこちらはできないからこちらをやるといったやりとりをしているということですか。

上田道路整備課長 変更認可という制度があり、状況に応じてそのようにやっています。

竹越委員 せっかく説明をいただくときに、額の多いところは内容に触れていただかないと、説明の意味がありません。国補の決定に伴うなどということは、もうわかっていることですから。

同じ意味で土10ページの河川改良費も説明してください。

古屋土木部技監 基幹河川改修事業費の2億1千万円の減ですが、泉川と重川において、泉川については1億円で要望してきましたが、国のシーリング等により、7千万円の減となりました。さらに平等川の下流についても1億3千万円ほど要望しましたが、3千万円ほど削られています。私どもとしては環境なども含めてやらせていただきたいということで途中にも要望に行きましたが、12月末の時点で減額されています。

竹越委員 これはまさに国の懐ぐあいの結果の補正ですからしかたありません。

公共事業の一覧表もいただきました。土木部所管だけですから何とも言えませんが、公共事業についてはマイナス4%という話があって、そうは言っても土木が公共事業の中では一番のウエートを占めているはずですが、当初から見ると事業費のマイナスは2千2百万円ぐらいになっています。多いところや少ないところがありながら、うまく数字が合います。これは県でも公共事業の枠があるということを念頭に置いているのか、たまたま国交省の都合で結果としてこうなったのでしょうか。さっきの道路の話では、こちらがダメだからこちらをやり、ダメならこちらをやるというやりとりをしながら、それを河川も同じようにしているのかと思いましたが、どうなのでしょう。

丹澤土木部次長 県の年度の予算には、シーリングがかかっていますから、その範囲内で最大限努力するということで、減ったところもあれば増えたところもあるということです。竹越委員がおっしゃるとおり、トータルの中で、何とかその枠におさまるように見直したということです。

(繰越明許費について)

竹越委員 もう一つ、繰越明許費ですが、これは年度間の平準化という意味で、否定するつもりはありません。ただ、結構繰越をする一方で、債務負担行為をたくさんやるわけです。考え方からすると、片方は先送り、片方は前倒しするわけです。債務負担行為については経済状況などもあって早く発注という話もありましたが、一方で先送りするのが予算的にもあるわけです。それらの事情説明をお願いします。

丹澤土木部次長 繰越明許費については、私も土木総務課の予算で申し上げましたが、用地取得や事業の調整など、さまざま事由で事業がおくれて、結果的に今年度には完了しないために送るわけです。今回お願いしている債務負担行為についてはゼロ国債、ゼロ県債ということで、19年度予算は予算でやりますけども、20年度の予算を前倒しして執行するというので、契約が今年度内にでき、それが景気浮揚策になるということでやっております。

繰越明許費は普通、未契約のものもありますが、基本的には契約して、事業が滞っているものについて繰越するというものですから、今年度さらにここで契約を追加するということではできないわけで、景気浮揚策とすれば債務負担行為でゼロ国債、ゼロ県債を持ってきたということです。

竹越委員 契約は全部しているという意味ですか。

丹澤土木部次長 用地取得のおくれ等から未契約繰越というものもあります。

竹越委員 未契約があるのですね。

丹澤土木部次長 はい。

竹越委員 債務負担行為については、ゼロ県債、ゼロ国債の意味はわかりませんが、こういうものについて、また先送りということはないのでしょうか。全て、そういう見通しがあるものを全部前倒ししているのですか。用地も全部問題がなくて、できるものをやっているということですね。

丹澤土木部次長 早期着工が見込めるものについて今回、前倒しをさせていただいています。

(道路橋りょう調査費の繰越明許費について)

山下委員 土6の道路企画室で、これは橋梁の調査費が事業のおくれで繰越明許費になったのはわかりませんが、今、環状道路北部区間はどのような状態にあるのか教えてください。

小池道路企画室長 環状道路北部区間については20号のバイパスということで国の直轄事業になっています。現在、2百メートルの幅で皆さんに概略計画をお示しして、今まで環境影響評価の現地調査等をやっていました。一時、オオタカ等が当初予想より出て、1年ぐらのおくれた状況がありましたが、その現地調査も今年の夏には終わり、現在、国で環境影響調査の現地調査に基づいた準備書をつくっています。これからの予定ですが、当初は県でも去年のうちに都市計画決定の原案を示していただけのようにお願いしました。今の道路特定財源等の影響がどうかわかりませんが、国の都市計画決定のための詳細図をお示しすることが若干おこなわれています。それもできれば春にはやっていただきたいとお願いしているところです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第五十六号 平成十九年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑

(本県下水道の普及率について)

前島委員 いわゆる4流域の下水道は、それぞれ着工年度が違うわけですが、本県の下水道の状況は、普及率を含めて全国的に比べて非常に低いほうに歴史的に見なされていて、この点はやはり快適な生活や環境を守ってく上で重要な課題の一つであると思います。今の4流域のそれぞれの進捗状況と、全体の普及率がどのぐらいの数値に達しているのか教えてください。

山田下水道課長 施設ごとの許可事業費に対する工事費のベースでいきますと、富士北麓流

域下水道は89%の進捗です。峡東流域下水道は93%の進捗です。釜無川流域下水道については98%、桂川流域下水道においては91%の整備となっています。終末処理場等を含めた整備施設としてはほぼ90%以上ということですが、例えば桂川流域下水道についてはつい最近、平成16年度に供用開始になったということもあり、市町村の接続がおくれているなどの状況があります。全体の整備率、普及率としては、平成19年3月の時点で55.4%で、全国26位になっています。毎年、約2%ずつ普及率が上がっている状況です。

(維持管理費の財源更正について)

竹越委員

土26ページですが、維持管理費について、負担金ではなく繰越金を充てる財源更正だという話をいただきました。ただ、単純にそう聞いても、なぜ市町村からいただく負担金をやめて繰越金という財源更正をしたのか説明してください。

山田下水道課長

流域下水道の管理費については市町村から全額いただいているわけですが、当初に計画流入量があり、その中で各市町村ごとにどのくらい今年度は流域下水道の中に汚水が入ってくるかという想定をして、その計画流量に基づいて各市町村に予算を立てていただき、納入していただきます。しかし、実際の管理費は計画との乖離があるため、これに基づいて年度末に精算します。ただし、精算は、3月31日現在のトータルの流入量に基づいて計算しますので、2月の議会には間に合わず、どうしてもその結果は4月、5月という時期にずれ込むこととなります。したがって、そうした中で、実際の負担金よりも既にいただいていた負担金のほうが多くなるという結果が生じます。これを繰越金ということでもためておいて、当初いただいていた負担金を減額し、前年度からの繰越金をこの議会で精算という形で充当するということから、こういった財源更生をするということです。

竹越委員

多くもらっているから、この繰越金で充当するということですね。

山田下水道課長

そのとおりです。

(公債費への県債充当について)

竹越委員

土28ページに12億円の公債費があります。その公債費は借りている相手に返すわけですが、財源の10億9千8百万円が県債です。返すお金の財源を県債で充てる意味を説明してください。

山田下水道課長

公債費の内訳としては、償還金として10億9千8百万円ですが、建設費も一部負担していますので、これをあわせて12億3千2百20万円の増額です。

竹越委員

借金の返済の原資を県債で借りかえするということですが、それをきちんと説明していただかないとわかりません。借金を返すお金を起債で賄うなんて普通あり得ないわけですから、その理屈を説明してください。

山田下水道課長

公債費として計上してあるのは、昨年12月末に国で県債の借りかえ制度が認められましたので、その一部を充当するというので、今般、高い利率のほうから一部返済していくための借りかえで公債費を計上しています。

竹越委員 そういうことは大事なことであり、もともと金利が高いのを今まで借りていたわけで、それを安い金利に借りかえるわけでしょう。それは県財政にとっては結構なことだから、積極的に説明をしたほうがいいと思います。そうしないと気がつかなければ素通りしてしまいます。国に制度もつくっていただき、県もそれを使ったという経過はきちんと明らかにしておくべきだと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第五十九号 契約締結の件

質疑

(南部橋の状況について)

望月委員 南部橋の件で説明をいただきました。3年間で、平成22年3月には完成ということで、橋梁本体を富士川の水量が少ないときにかけていく状況ですが、これは左岸右岸のどちらから行くか教えてください。それから、この本体ができて、左岸、右岸のアクセス道路がまだうまく進捗しないという状況についても教えてください。

上田道路整備課長 南部橋については、左岸側から架設する予定になっています。製作が終わるのに約1年かかると見込んでおり、そうしますと20年度の湯水期には間に合わないこととなりますが、製作ができたものから順番に現場へ運んでいって順次かけていくということで、左岸側から施工したいと思っています。取りつけ道路ですが、左岸側については、ほとんどの用地買収が終わっています。ただ、取り合わせとなる交差点部分に未買収地が一部残っている状況です。それから、右岸側ですが、これについては大口の用地が1件ありますが、おおむね話はついており、橋に時間がかかるものですから、先に橋をやっていって、橋と一緒に道路もできると見込んでいます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十一号 契約締結の件

質疑

- 竹越委員 平成3年の工事はどこが工事したのですか。
- 山田下水道課長 明電舎です。
- 竹越委員 やはり明電舎ですか。入札で1社というのはやはり気になります。一般競争入札なのでしょうが、応募資格は何かあるのですか。特に県外といった枠はあまりはめてないのかなとは思っていますので、その状況を教えてください。
- 山田下水道課長 応募の参加資格は公告したわけですが、電気工事の総合評価値が千百点以上、かつ電気通信工事の総合評価点が千点以上という資格者を募りました。
- 竹越委員 今の条件の有資格業者が県内にはこのほかにあるのですか。
- 山田下水道課長 小規模な電気通信工事等をやる会社は県内にもあります。しかし、下水道のような大きな管理システムをやった経験のある業者は県内にはいません。
- 竹越委員 経験や資格がある業者はほかにないということですか。
- 山田下水道課長 こういった高度な技術を要求するということで、点数で千百点以上、あるいは千点以上ということで指定しましたが、これに当てはまる県内業者はいません。
- 竹越委員 別に県内に限定したわけではないと思いますが、県外へのお知らせの方法はどうなっているのでしょうか。
- 山田下水道課長 県の各部署にも公告しますし、ホームページにも載せていて、だれでも閲覧できるように配慮しています。
- 竹越委員 何となくやはり一般競争入札で1社というのは気になります。更新の工事だから、ほかのところも遠慮するのかとは思いますが。競争入札というのは、応募してこないほうが悪いのかもしれませんが、もともとは数社あって競うのが入札だと思いますので、その辺について県からアクションができませんか。
- 丹澤土木部次長 これは特殊な工事だったのかなと結果的には思います。やはりシステムの絡んだものについては、最初やったところに有利性があるのではないかと推測されます。こういうソフトの、土木だけではなくて電算とか、最初に手がけたところの一部更新については、やはり1社しか応募がない場合があります。ものによっては随契の場合もあります。結果的には、他社はあまり、ここで競争しても勝ち目がないという判断をされたのではないかと推測しています。
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十二号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十三号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十四号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十五号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第六十八号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 森林環境部関係

第四十八号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第三条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第四条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(森林ビジネス創出支援事業について)

- 竹越委員 森7ページの森林ビジネス創出支援事業費ですが、事業費がゼロになったということですか。
- 岩下森林整備課長 森林ビジネス創出支援事業は、山村地域の資源を生かして地域の雇用を図るとか、促進するとか、従事者の定着を図るということで創出事業プランに対して助成するものですが、国においても同様の森業・山業創出資源総合対策事業があり、国の事業と県で行っている事業のセットのような事業でした。国においても県においても認定されたプランを補助対象にするということでしたが、今年度は国においてこの事業委託先の決定が大幅におくれ、通常4月早々ぐらいの決定が8月ごろになってしまったという事情があります。本県においても、応募がありましたが、スタートのおくれを取り戻すことができないということで、県に応募を予定していた事業者がプランの策定に要する十分な時間がとれないということで、結果的におりてしまい、結局この事業を行うことができずに全額を減額するという状況です。
- 竹越委員 そういう説明をいただければいいのだと思います。事業費確定がゼロになったのですから、事業費確定とは言いません。なくなったということでしょう。いろいろと事情があったようですが、私はこの事業そのものについてはよく知りませんから、引き下がったからやめるのは結構ですが、県としてどういう努力をしたのかお示してください。
- 岩下森林整備課長 この事業は、国と連携を図りながら進めており、事業がおくれるという中で国とも何回も連絡調整等を行い、さらに応募を見込んでいた方とも、日程の関係についても調整、打ち合わせ等をしてながら何とかできないか努力してきましたが、結果的に、このような事態になりました。
- 竹越委員 この事業はいつスタートして、どんな事業なのか、また、どんなところが事業主体となるのか説明してください。
- 岩下森林整備課長 これは山村地域の活性化ということで、山村にある地域資源を活用しながら、山村の振興とか、定住の促進とか、ひいては森林整備を進めるという事業で、そういうものであればどなたでも応募できる事業です。
この事業は平成18年度から始まっており、今年が2年目です。なお、国の事業は今年度限りになったので、県の事業もそれとあわせて今年度限りということで進めてきました。
- 竹越委員 いずれにしても森林整備、あるいは山村地域、あるいは限界集落の振興に寄与するものであろうと思います。今後はどうするのですか。
- 岩下森林整備課長 国の事業が今年度限りですので、県としても今年度限りになります。
- 竹越委員 事業をやめてしまうのですか。国と連動しなければ効果が期待できない事業ということですか。それではしょうがないです。

(森林整備地域活動活性化支援事業費について)

同じページの2つ上に森林整備地域活動活性化支援事業があります。これもそんなに大きな減額ではないけれども、地域活動支援事業という意味からするとソフト事業なのかもしれませんが、ソフト事業だとすれば1千5百万円は結構多額になると思いますので、説明してください。

岩下森林整備課長 この事業は、森林所有者等が森林施業計画をつくり、造林から伐採、保育といった5カ年の計画を立てた後、市町村長の認定を受けると交付金の支援が受けられるという内容です。

この制度が平成19年度に変わり、森林整備計画を立てていない森林もたくさんある中で、森林整備計画を立てている森林だけに支援するというだけでは、この施業計画の策定とか、それに基づく森林整備はなかなか進まないことから、新たに森林施業計画を策定していない森林についても、山の林齢とか樹種といった森林情報を収集する活動に対しても支援するというふうに、策定したものと策定していないものと両方に支援する仕組みに変わりました。この策定しない森林について取り組みましたが、森林所有者の合意がなかなか得られない部分もあり、その分の減額ということになりました。

竹越委員 いずれにしても、推察すると支援しなければ森林整備が進まない、あるいは放置森林みたいになってしまうから、きっと県でもいろいろ工夫してやっていると思います。しかし、さっきの事業もそうですが、せっかくそれなりに計上しながら活用されないのは少しさみしい気がします。ですから、同じ事業でなくてもいいわけですが、今年だめでも次へという何か、工夫して活用されるようなことを期待したいと思います。補正は補正でしょうがないですが、コメントがあれば聞かせてください。

岩下森林整備課長 今、地球温暖化防止を初め、森林の整備、公益的機能の確保といった面からも森林の整備が求められています。森林の整備に向けて来年度以降もこの制度はあるわけですから、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第四十九号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第五十五号 平成十九年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・本委員会が審査した事件にかかる委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。

以 上

土木森林環境委員長 保 延 実